

平成26年5月20日

各団体ご担当者様

「労働時間等見直しガイドライン」パンフレット及び
「職場意識改善助成金（テレワークコース）」リーフレットの送付について

厚生労働行政の推進につきまして、平素より多くの御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、労働時間、休日数、年次有給休暇の取得に関する事項などを、労働者の健康と生活に配慮するとともに多様な働き方に対応したものへ改善するため、「労働時間等見直しガイドライン」を策定し、事業主および各団体の皆様が、労働時間等の設定を改善するに当たって、適切に対処できるよう必要事項を定めています。このたび、本ガイドラインのパンフレットを作成いたしましたので、貴団体会員の皆様への周知にご活用いただければ幸いです。

また、平成26年度より、労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和のため、終日在宅で就業するテレワークに取り組む中小企業事業主を支援するため、「職場意識改善助成金」に新たに「テレワークコース」を設けました。当コースに関するリーフレットを併せて送付致しますので、ご活用頂ければ幸いです。

※リーフレット及びパンフレットにつきましては、別途発送業者より送付させていただきます。

(ご不明点等ありましたら下記までお問い合わせ下さい。)

(担当)

厚生労働省労働基準局労働条件政策課

設定改善係 勝見、岡本

電話：03-5253-1111 (内線5524)